

☆保育料について

中央

乳幼児の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	
2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯	7,650円	5,100円
3		町民税課税世帯	16,570円	14,020円
4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その課税額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	25,500円	22,950円
5		40,000円以上 103,000円未満	37,820円	3歳児 35,190円 4歳以上児 32,460円
6		103,000円以上 413,000円未満	51,850円	3歳児 37,740円 4歳以上児 32,460円
7		413,000円以上	68,000円	3歳児 37,740円 4歳以上児 32,460円

問案別

A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円
B	A階層及びD階層を除き前年度分の町民税非課税世帯	2,500円
C	A階層及びD階層を除き前年度分の町民税課税世帯	6,600円
D	1 A階層を除き前年分所得税が50,000円未満の世帯	10,500円
	2 A階層を除き前年分所得税が50,000円以上100,000円未満の世帯	11,300円
	3 A階層を除き前年分所得税が100,000円以上の世帯	12,900円

所得税課税額の計算は、次に掲げる額を扶養控除の額に合算し、当該合算した額を扶養控除とみなして計算します。

- (1) 38万円に16歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額
- (2) 25万円に16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額

☆「子育て支援ルーム チャチャ」について

入所基準に該当しない4歳児(平成21年度生まれ)を対象に保育支援を行っています。26年度も実施する予定ですので、詳細は中央保育所までお問い合わせください。

☆入所手続等問い合わせ先

幌延町立中央保育所 電話・告知端末機 5-1254
問案別へき地保育所 電話・告知端末機 6-5404

保育所の運営には、電源立地地域対策交付金が利用されています。

寒風が棲み詩人ともつかぬ鬚
特大の肉まん餡まん寒風夜
寒風や日銭稼ぎし若き日を
サロベツに白蛇の如き冬の風
冬の風ひとりふたりを連れていく
寒風や久遠の別れありにけり
藤岡 芙美

田中 徹男
佐藤 光朗
横山 貞雄
富樫とも子
熊谷千恵子
藤岡 芙美

十二月定期俳句会

幌延ほおずき俳句会

冬期火災予防運動

北留萌消防組合では、全国各地で住宅火災により死傷者が発生している現状から、住民一人一人に火災の恐ろしさを認識いただくとともに、出火の絶無と火災による死傷者の発生を未然に防止することを目的に『冬期火災予防運動』を実施します。

実施期間

平成26年2月15日(土)～2月26日(水)

統一標語

「消すまでは 心の警報 ONのまま」

※期間中、1人暮らしのお年寄り(65歳以上)のお宅を訪問し、防火査察及び避難経路確保のための除雪を実施する予定です。

北留萌消防組合消防署幌延支署 電話5-1159